

注 意

1つの事業所番号で複数サービスを実施している事業所の  
介護職員処遇改善交付金交付業務における取扱いについて

標記について、国民健康保険中央会から下記のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

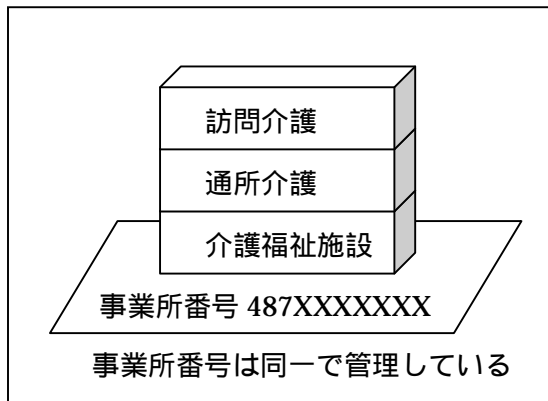
1つの事業所番号で複数のサービスを実施している事業所において、一部のサービスの交付金を申請しない場合であっても、サービスを提供し、介護報酬が発生した場合には、申請していない交付金も支払われることとなりますので、ご注意ください（申請せずに支払われた交付金は、後日返還していただくこととなります。）。

記

< 1つの事業所番号で複数サービスを実施している事業所の取扱い >

介護保険審査支払等システムの処遇改善交付金機能においては、1つの事業所番号で複数サービスを実施している事業所の場合、同一事業所番号内の交付金支給対象・対象外は同一となります。同一事業所番号内で、一部のサービスのみ交付金支給対象又は対象外とすることはできません。

（例）同一事業所番号で訪問介護、通所介護、介護福祉施設サービスを実施している場合



都道府県庁から、事業所 487XXXXXXX の事業所異動情報(処遇改善情報)「1:新規」の情報が送付された場合、  
、  
は全て交付金支給対象となる  
(  
は4.0%、  
は1.9%、  
は2.5%の交付率が適用される)